

五福公園 民間活力導入事業 質問に対する回答

(1) 公募設置等指針について

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	公募設置等指針 P.5第1章3.(5)①	スポーツ観戦ができるカフェとありますが、店内にスポーツ観戦ができるモニターやTVが必要ということでしょうか？	周辺でのスポーツ活動を観覧できることを想定しており、必須ではありません。
2	公募設置等指針 P.5第1章3.(4)⑦	公募対象公園施設の設置に伴い、地盤改良（柱状改良、表層改良）を実施した場合には、事業終了後撤去が必要でしょうか。	地盤改良の撤去については協議によるものとします。
3	公募設置等指針 P.7第2章1.(1)	自動販売機を設置することは可能でしょうか？	公募対象公園施設の一部として設置可能です。
4	公募設置等指針 P.7第2章1.(2)⑧	やむを得ず樹木の伐採が必要となる場合は、事業終了後に樹木の復旧は不要と考えてよろしいでしょうか。	原状回復が原則と考えていますが、事業終了後の当該土地の利用見込み等を鑑み、協議により、公園施設の復旧を求めない場合もあります。
5	公募設置等指針 P.8第2章 1.(3)	公募対象公園施設を利用した公園利用者から出たゴミとは施設利用が起因して排出されたゴミとの認識でよろしいでしょうか？	公募対象公園施設の利用者が排出するゴミ全般を指します。
6	公募設置等指針 P.8第2章 1.(6)	使用料の面積にはインフラ設備の配管及び配線のための敷地については含まれない認識でよろしいでしょうか？	公募対象施設の設置許可の面積には含みませんが、公募対象公園施設のために設置する配線、配管等（都市公園法第7条第1項各号に該当するもの）については、別途、占用許可を受けたうえで、それに係る使用料を県に支払っていただきます。占用許可に係る使用料については、富山県都市公園条例第9条に基づき算出します。
7	公募設置等指針 P.8第2章 1.(6)	設置・管理許可使用料については条例改正中となっておりますが、いつ頃の改正される予定でしょうか？指針に記載された額を上回る予定でしょうか？	令和5年11月議会に改正案を上程中です。公募設置等指針に記載した額は、上程中の改正案に基づき算出しております。
8	公募設置等指針 P.9第2章2.(2)	特定公園施設として駐車場を整備した場合、一般市民も利用する事が可能な観点から電気料金は公共負担でよろしいですか？	特定公園施設の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととしており、電気料金が発生する場合は、認定計画提出者に負担していただくこととなります。
9	公募設置等指針 P.9第2章2.(2)	特定公園施設として駐車場を整備した場合、一般公園利用者も駐車可能であり、除雪作業は既存駐車場と一緒に行って頂けると考えてよろしいでしょうか？	特定公園施設の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととしていますが、指定管理者が行う方が効率的・一体的に管理できるものは、協議によるものとします。
10	公募設置等指針 P.9第2章2.(2)	特定公園施設として植栽整備した場合、管理するにあたり、指定管理者の管理状況等の情報をいただくことができますでしょうか？（除草剤が使用できるか？など。指定管理者が県へ提出する業務計画書や事業報告書を頂けると管理状況が把握しやすいです。）	現指定管理者の業務計画書や事業報告書については、現指定管理者に開示の可否の確認が必要なため、開示できない場合もあります。
11	公募設置等指針 P.13第3章1.(4)	測量図、地盤調査データを頂けないでしょうか？	提供可能なデータはありません。 「参考資料1公園平面図」のCADデータについては提供可能です。ご希望の場合は、事務局（公募設置等指針P.18）までご連絡をお願いいたします。
12	公募設置等指針 P.15第3章3.(4)	法人単独で応募した場合に、応募登録後に他企業を追加してグループ応募に変更することは可能でしょうか？	公募設置等指針P.15に記載のとおり、公募設置等計画の受付時まで（令和6年1月11日17時〆切）は変更可能です。なお、公募設置等計画の受付後の変更はできません。
13	公募設置等指針 P.15第3章3.(5)	応募辞退は応募登録からいつまでの期間まで可能でしょうか？	応募辞退届は、公募設置等計画の受付期間の最終日（令和6年1月11日）までに提出をお願いします。
14	公募設置等指針 P.17第3章3.(6)	(8)に実績を証する書類とありますが、どのような実績が必要でしょうか。一般建築工事と認識してよろしいでしょうか。	公募設置等計画に含まれる公募対象公園施設及び特定公園施設の類似施設に関する設計、建設工事、管理運営に関する実績について記載願います。

15	公募設置等指針 P.24第4章 1.(1)	物価上昇、金利変動の負担者が事業者となっていますが、協議にできないでしょうか？	基本的には公募設置等指針P.24の表に記載の負担区分としますが、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。
16	公募設置等指針 P.24第4章 1.(1)	第三者賠償、不可抗力の負担が事業者となっていますが、事業者の責に帰すべき事象以外も事業者に帰すべき事象以外は、公共と事業者協議のうえ相応の負担をするという認識でよろしいでしょうか？	基本的には公募設置等指針P.24の表に記載の負担区分としますが、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。
17	公募設置等指針 P.24第4章 1.(1)	土壌汚染が発見された場合、地中障害物として汚染土処理費用は富山県の負担でよろしいでしょうか？ 施工等以前の土壌汚染及び池中障害物の撤去は土地所有者のご負担が原則と存じ上げます。	基本的には公募設置等指針P.24の表に記載の負担区分としますが、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。
18	公募設置等指針 P.24第4章 1.(1)	競合施設による利用者減・収入減が事業者負担となっておりますが、敷地内に今後競合施設を誘致されるということでしょうか。具体的にはどのような事例が想定されますでしょうか？	現時点で公園内で新たに競合施設を公募する予定はありません。公園周辺における競合施設を想定していません。
19	公募設置等指針 P.24第4章 1.(1)	施設、機器等の不備による損害賠償が事業者負担となっておりますが、既設の遊具や施設の不備・瑕疵による損害賠償も事業者負担なのでしょうか？ 特定公園施設の性質上、既設の遊具及び施設は一般市民が利用する性格上、損害賠償責任は公共に帰属すると判断します。但し、遊具を新設する場合は、事業の賠償責任保険で賠償責任を担保する必要があるという認識でよろしかったでしょうか？	既設の遊具は、基本的にはこれまで通り、県（指定管理者）が管理することを想定しています。 新たに特定公園施設として整備される場合の施設の管理については、認定計画提出者で実施願います。
20	公募設置等指針 P.2第1章 2.表1-1	既存施設の建築面積として示されている6,346 m ² の内訳の開示は可能でしょうか。	施設の種類ごとの内訳は下記のとおりです。 ○休養施設：128.00m ² ○便益施設：187.93m ² ○管理施設：246.66m ² ○運動施設：5784.18m ² 合計：6346.77m ²
21	公募設置等指針 P.2第1章 2.表1-1	建ぺい率は公募設置等計画の内容（認定計画において整備する面積）を踏まえ、最大12%まで緩和される認識でよろしいでしょうか。	通常、公園施設として設けられる建築物に係る建蔽率の上限2%ですが、公募対象公園施設については、これに10%を加えた12%が上限となります。ただし、この上限には、既存の休養施設、運動施設、教養施設等を含みます。
22	公募設置等指針 P.4第1章 3.(3)	必須提案となっている飲食店（公募対象公園施設）が、建築主事により公園施設に対して用途上可分とされた場合、敷地を確認申請上の分割または分筆することは可能でしょうか。	協議によるものとします。
23	公募設置等指針 P.4第1章 3.(3)	第9条で建築基準法や関係法令上または建築主事により、分棟であっても特定公園施設の建築物と公募対象公園施設が一つの建築物とみなされた場合において、確認申請上では一つにすることは問題ないでしょうか。もしくは整備・管理・運営の観点からも、分けて申請できるように計画することが望ましいでしょうか。	協議によるものとします。
24	公募設置等指針 P.6第1章 3.(5)	(6) d)に示されている図面のCADデータをご提供いただけますでしょうか。	「参考資料1公園平面図」のCADデータについては提供可能です。ご希望の場合は、事務局（公募設置等指針P.18）までご連絡をお願いします。
25	公募設置等指針 P.7第2章 1.(2) ⑩	電気・水道などは「一敷地一引き込み」が原則ですが、既存施設の性能（仕様、容量）では公募対象公園施設で新たに必要となる分の性能までは賅えない場合、別系統での引き込みは可能でしょうか。	各種インフラ事業者と協議願います。 なお、各種インフラ事業者との協議の結果、既存施設の過度な改修が必要となる場合は協議できるものとします。
26	公募設置等指針 P.7第2章 1.(2)	公募対象公園施設に必要な新設インフラの仕様は、公園施設の仕様に合わせなくてはならないでしょうか。	協議によるものとします。

27	公募設置等指針 P.19第3章5.(1)②	第2次審査における「参加人数6名まで」には応募参加資格関連書類を提出した法人の協力者として設計事務所を含めてよいでしょうか。	応募法人または応募グループの一員であり、事業実施体制表(様式14)に記載のある企業の方であれば参加可能です。
----	--------------------------	--	--

(2) 基本協定書(案)について

番号	該当箇所	質問内容	回答
28	基本協定書(案) P.22第76条第1項	違約金が提案価格の100分の10となっておりますが、提案価格とは使用料でしょうか?特定公園施設の整備費用でしょうか?	特定公園施設の整備に関する県負担額の提案額です。
29	基本協定書(案)	乙の都合による事業期間中の中途解約は可能でしょうか?可能な場合、違約金等は発生するのでしょうか?	公募設置等指針(第3章1.(5)、第4章2.)に記載のとおりです。
30	基本協定書(案) P.2	公募設置等指針P.3記載の「特定公園施設の譲渡業務」が第5条認定計画提出者の役割分担等に記載されない理由をご教示ください。	特定公園施設の譲渡につきましては、別途「特定公園施設に係る建設・譲渡契約書」を締結する予定です。契約の具体的な内容は県と認定計画提出者との協議によるものとします。